

おきなわ子ども・子育て応援プラン(後期)の概要

計画期間 平成22年度から平成26年度まで

基本理念 親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち

9つの基本的な視点

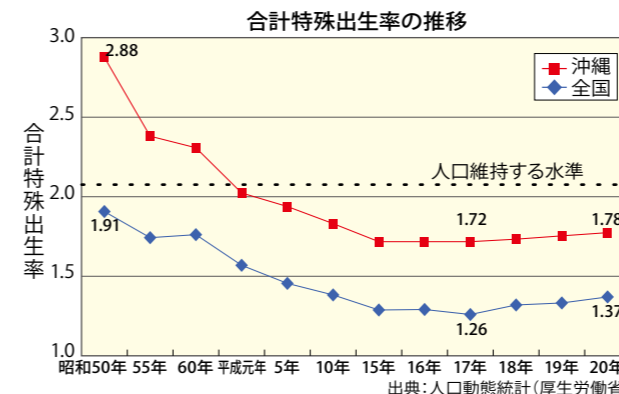
<p><b>子どもの視点</b></p> <p>子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮するための取り組みを推進</p>	<p><b>次代の親づくりという視点</b></p> <p>長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進</p>	<p><b>サービス利用者の視点</b></p> <p>利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進</p>
<p><b>社会全体による支援の視点</b></p> <p>さまざまな担い手の協働のもとに次世代育成支援対策の取り組みを推進</p>	<p><b>仕事と生活の調和の実現の視点</b></p> <p>結婚や子育てに関する希望を実現するため関係者と連携しての取り組みを推進</p>	<p><b>子どもと家庭への支援の視点</b></p> <p>社会的養護体制の整備、自立支援策の強化、子どもの貧困の問題への対応</p>
<p><b>社会資源の効果的な活用の視点</b></p> <p>地域の社会資源を十分かつ効果的に活用するための取り組みを推進</p>	<p><b>サービスの質の視点</b></p> <p>サービスの量、質の確保のため、資質向上、情報公開や評価等に取り組む</p>	<p><b>地域特性の視点</b></p> <p>地域コミュニティの体制を確立するための取り組みを推進</p>

基本理念の実現に向けた計画の8つの柱と主な施策

- 1.地域における子育ての支援**
  - 地域子育て支援拠点施設の設置促進
  - 幼稚園における預かり保育事業の充実促進
  - ファミリー・サポート・センターの機能充実(病児・病後児の受け入れ等)
  - 保育サービスの充実(待機児童解消策、認可外保育施設対策、多様な保育サービスへの対応)
  - 民生委員・児童委員等、福祉・介護人材の確保策
  - 放課後児童クラブ(学童)の充実
  - 経済的支援の充実(子ども手当の支給促進)
- 2.母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進**
  - 周産期保健対策の強化、周産期医療体制の整備
  - 乳幼児の健康の保持増進(健診の充実・強化、歯科保健対策の推進、母乳育児の推進等)
  - 「食育」の推進
  - 思春期保健対策の充実(性・エイズ教育の推進、喫煙・飲酒問題対策、薬物乱用問題対策)
  - 小児医療の充実(かかりつけ医の推進、小児救急体制の整備)
  - 不妊治療対策の充実
  - 離島で暮らす妊婦が安全・安心して出産できる体制の整備
- 3.子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備**
  - 次代の親育てを意識した活動支援
  - 青少年の交流体験推進
  - 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
  - ユイメール精神でつなぐ学校・家庭・地域社会の連携
  - 生き生きした活動を支える社会教育基盤の整備・充実
  - 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 4.子育てを支援する生活環境の整備**
  - 県営住宅への多子世帯の優先入居
  - 県有施設のバリアフリー化の推進
- 5.職業生活と家庭生活との両立の推進等**
  - 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み
  - 男性の家庭生活への参画促進に向けた取り組み
  - ファミリー・サポート・センターの設置・促進
- 6.子ども等の安全の確保**
  - 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
  - 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
  - 少年育成支援活動の推進
  - 「ちゅらさん運動」の広報啓発の推進
- 7.要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進**
  - 児童虐待防止対策の充実(発生予防の取り組み、児童相談所の体制強化、重大事例の検証等)
  - 社会的養護体制の充実(家庭的養護の推進(里親およびファミリーホームの設置)・施設機能の見直し(小規模グループケアの実施、地域小規模養護施設の設置等)・家庭支援機能等の強化(児童家庭支援センターの設置)・子どもの権利擁護の強化)
  - 障害児施策の充実
  - 発達障害児支援体制の充実(早期発見・早期支援体制の充実・ライフステージに応じた各種支援の取り組み)
- 8.ひとり親家庭等の自立支援の推進**
  - 就業支援策の充実
  - 子育て・生活支援策の充実
  - 養育費の確保策の充実
  - 経済的支援策の充実(父子家庭に対する児童扶養手当の支給)
  - 自立促進の基盤づくり

※詳しくは、県青少年・児童家庭課ホームページをご覧ください。

お問い合わせ ●県青少年・児童家庭課 TEL: 098-866-2174 FAX: 098-868-2402



**少子化の現状**

沖縄県は、本土復帰以降、合計特殊出生率(一人の女性が生涯に生む子どもの数)が全国一位を維持しているものの、減少傾向が続いている。

**これまでの取り組み**

沖縄県においては国の少子化対策とあわせ、平成十七年三月に「おきなわ子ども・子育て応援プラン」(前期計画)を策定し、待機児童の解消に向けた保育所や放課後児童クラブ(学童)の整備をはじめ、母子の健康の確保と増進への取り組み、子どもの健やかな成長のための教育環境と生活環境の整備、子どもの安全の確保のための取り組み、保護を要する子どもの対応への取り組み、ひとり親家庭の自立支援の取り組みなどを行ってきました。

いっており、人口を維持する水準を下回っています。また、近年は平均初婚年齢や生涯未婚率が上昇するなど、「晩婚化」「未婚化」の傾向も現れてきており、少子化対策が大きな課題となっています。

**プランの概要**

後期計画では、「心身共に健やかに成長できる子育て親育ち地域育ち」を基本理念に、その実現に向けて、福祉、保健、教育、労働、住宅、安全など子育てに関するあらゆる分野が密接に連携して、子育て支援を行政の立場から支える施策を盛り込んでいきます。主な施策については、左頁のとおりです。

このプランが平成二十二年三月に期限を迎えたことから、これまでの施策を検証し、見直したうえで、平成二十一年度から五年間の沖縄県における子育て支援の総合的な計画となる「おきなわ子ども・子育て応援プラン」(後期計画)を新たに策定しました。



**社会全体で子育て支援に取り組むために**

このプランは、主に県の果たす役割を中心に策定していますが、次の世代を担う子どもたちが心身共に健やかに育つための環境を作るためには、家庭や行政だけの責任にとどめることなく、社会全体の課題としてとらえ、すべての子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められます。

このプランで掲げた施策をより実効性のあるものとするために、県や市町村はもとより、家庭、地域社会、事業者などがそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携や協力を取って行くことが必要です。

子どもは家族、そして地域の宝です。県としても、子どもの成長を日々実感しながら、地域全体の中で安心して子育てが楽しめる沖縄県を目指して努力してまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。